開催日時 開催場所	令和5年7月4日(火) ホテルアバローム紀の国孔雀の間	午後4時00分から 午後4時26分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名

○事務局(上田)

定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第1回和歌山地方最低賃金 審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

今年度、委員の改選がございました。

本日は、第56期の委員の皆様による最初の審議会ということですので、会 長が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

まず、委員の御紹介をいたします。

資料1の委員名簿を御覧ください。

名簿順に事務局からお名前を御紹介いたしますので、一言ごあいさつをお 願いいたします。

〈事務局が各委員を紹介、各委員自己紹介〉 〈事務局が事務局職員を紹介〉

よろしくお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況と会議の成立について御報告申し上げます。

本日は、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名御出席していただいております。先ほども御報告いたしましたが、中島委員は本日は御欠席ということで報告を受けております。委員15名中、14名の御出席で、委員の3分の2以上の出席となり、最低賃金審議会令第5条の規定に基づく定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、令和5年5月17日付けで、本会議の傍聴公示を行いましたが、傍聴 希望者はございませんでしたので、併せて御報告します。

それでは、まず、労働局長の松浦から、第1回審議会開会に当たってのごあいさつを申し上げます。

〈松浦局長あいさつ〉

○事務局(上田)

次に、お手元の資料について御確認願います。

〈事務局が配付資料の説明〉

○事務局(上田)

議題に入る前に、1点お願いがございます。議事録を作成するために会議を録音しております。録音が明瞭に行われるよう、御発言の際のマイクの使用について、御協力をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります会長及び会長代理の選出に移ります。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条の規定に基づき、公益を代表する委員の中から、委員の選挙により選出することになっております。当審議会におきましては、従来から公益委員の互選により選出していただいておりますので、今回もこの方法により選出してよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○事務局(上田)

ありがとうございます。それでは、本会議に先立ち、公益代表委員会議におきまして、公益委員の皆様方で協議していただいた結果の御報告をお願いいたします。

○庸谷委員

先ほど公益代表委員会議におきまして、審議会の会長は、私、廣谷が、会長 代理は足立委員が選出されましたので御報告をいたします。

○事務局(上田)

公益委員の皆様方で協議していただきました結果、会長に廣谷委員、会長代理に足立委員を御選出いただきました。

御意見ございませんか。

〈異議なし〉

○事務局(上田)

ありがとうございます。会長が選出されましたので、以降の議事を会長にお願いしたいと思います。

廣谷会長、よろしくお願いいたします。

○廣谷会長

今回、新しく委員にさせていただいたところ、会長ということで力不足な点もあるかと思いますけれども、就任させていただいた以上は精一杯務めますので、円滑な、かつ、充実した審議に御協力をお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは会議次第に基づいて、議事を進めさせていただきます。

議題4(2)の議事録確認者について、公益代表については会長職の私が当たることとなりますが、労働者代表、使用者代表の委員の中からそれぞれ1名を御推薦いただけますか。

○濵地委員

労働者側から申し上げます。労働者側につきましては、私、濵地がさせていただくということでよろしくお願いいたします。

○廣谷会長

よろしくお願いいたします。

○児玉委員

使用者側は経営者協会、児玉が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○庸谷会長

よろしくお願いいたします。

では、推薦いただきましたので、労働者代表は濵地委員、使用者代表は児玉委員にお願いをすることといたします。よろしくお願いをいたします。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて、会議を非公開とする場合には同条 第3項に基づいて議事要旨を作成いたしますが、この議事要旨についても議 事録確認者はその内容の確認をお願いいたします。

次の議題であります、和歌山県最低賃金の改正決定の諮問を労働局長から お受けしたいと思います。よろしくお願いします。

> 〈松浦局長から廣谷会長に諮問文を手渡し〉 〈諮問文(写)を各委員に配付〉

○廣谷会長

では、事務局は諮問文を読み上げてください。

〈事務局が諮問文を読み上げ〉

○廣谷会長

ただ今、改正諮問を受けましたので、和歌山県最低賃金専門部会を設置することになります。

部会の構成、部会審議の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(上田)

専門部会の設置根拠と専門部会の委員について、最低賃金法第25条第2項、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとの規定に基づき和歌山県最低賃金専門部会を設置します。

専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条の規定により、最低賃金審議会の本審委員の任命と同様の手続きを経て、改めて、公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくことになります。

委員の任命に当たりましては、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員について、候補者の推薦公示を経て任命させていただくことになります。

なお、推薦公示は、本日手続きを予定しているところです。締切は短期間で申し訳ないのですが7月25日としておりますので御協力をお願いいたします。

また、専門部会の公益代表委員につきましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出願います。

○廣谷会長

労働者側委員、使用者側委員におかれましては、先ほどの事務局の説明に従い、所定の期日までに委員の推薦をよろしくお願いいたします。

なお、公益委員につきましては、先ほど打合せを行い、私、廣谷、金川委員、 本庄委員の3名が専門部会委員に就任することになっていますので御報告を いたします。

次に、議題4(5)について、専門部会の審議運営に関し事務局から提案があるとのことです。

○事務局(上田)

最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されています。つまり、最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものです。

例年、審議会の日程調整が難しいことや、審議の簡素化の観点から、本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議としてはどうかと考えております。

つきましては、審議会令第6条第5項の適用の検討をお願いいたします。

○廣谷会長

審議会令第6条第5項の適用について、皆さんどういたしましょうか。 地域別最賃については、専門部会の決議が全会一致であれば適用すること について、御意見はないでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

では、特に異議がないということでありますので、審議会令第6条第5項の 適用が決議されたものとして、専門部会の決議が全会一致であれば、これをも って審議会の決議とします。

では議題の最後、その他でありますが、事務局から何かあればお願いします。

○事務局(上田)

以前にお知らせしているところですが、本年、4月6日付けで中央最低賃金 審議会目安制度の在り方に関する全員協議会で報告書が取りまとめられました。主な内容としましては、目安制度のランクが4ランクから3ランクに見直 されたことですが、この報告に関しまして改めてこの場をお借りしてお伝え したいことが2点ほどございます。

まず1点目は、改定最低賃金の発効日についてです。改定最低賃金の発効日は地方の審議で決定されるべきものということです。改めて説明することではないかもしれませんが、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、発効日は10月1日にこだわらず、前倒しするべきという意見や、反対に後ろ倒しするべきといった意見があったことを受け、改めて周知するよう指示がありましたのでお伝えいたします。

2点目としましては議事の公開です。和歌山では専門部会を含め審議会は 原則公開とし、金額審議に関してのみ非公開としています。この度、中央最低 賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、議事については 公労使三者が集まって議論を行う部分は全て公開にすべきとの見解が示され、 地方においても公開することについて検討を要するとの意見が出されており ます。

この点について今年度においても、専門部会を含め審議会は原則公開とし、 金額審議に関してのみ非公開とする従来のやり方を踏襲してはいかがでしょ うか。

もう1点ありまして、これは全員協議会報告とは関係ありませんが、最低賃金に係る審議会答申の公示については、最低賃金法施行規則第7条で都道府県労働局の掲示場に掲示することとされているところ、デジタル化を進める閣議決定の趣旨も踏まえてホームページへも掲載するよう本省から指示されております。

これにつきまして、今年度の答申より対応したいと考えております。

以上、3点につきまして何か御意見等ございましたら、お聞かせいただければと思います。

○廣谷会長

事務局から、議事の公開と答申の公示のホームページ掲載について提案がありました。御質問、それから御意見はありますか。

特に御意見、御異議はございませんでしょうか

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、御異議、御意見ございませんので、反対の意見がないということで、 今年度の議事の公開については、これまでのやり方を踏襲する。審議会答申に ついては、今年度の答申からホームページにも掲載するということにいたし ます。

以上で予定しておりました議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様、何か御意見等ございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、特に無いようですので、これをもって本日の会議を終了いたします。 委員の皆様、今後における審議等よろしくお願いいたします。